会津坂下町環境通信

【ごみ減量化】

発　行
会津坂下町生活課
戸籍環境班
TEL：84-1500
平成３０年11月1日
第１号

可燃ごみを減らしましょう!!

町で排出されるごみの４分の３が可燃ごみです。この可燃ごみをどれだけ減らせるかが「ごみ減量化」の課題となっています。

可燃ごみの中には、まだ資源ごみが含まれており、分別を徹底することでリサイクル率がアップし、町の財政負担の軽減にもつながりますので、ご協力をお願いします。

また、可燃ごみの中の約２割が台所などから出る「生ごみ」ですので、生ごみの減量も取り組みましょう。

【生ごみ減量のポイント】

- ○食材を残さないよう計画的に買い物する
- ○料理は作り過ぎない
- ○食材は最後まで使い切る
- ○料理は残さず食べる
- ○捨てる時は水切りし、水分を減らす
- ○コンポストや生ごみ処理機を利用して再利用する

※事業所の方々もご協力をお願いします。

町では、一般家庭から出されるごみの減量化を図るため、コンポスト・EMバケツ、電動式生ごみ処理機の購入補助金を交付しています。（1世帯1回）

詳しくは、戸籍環境班までご連絡ください。

分別の徹底をお願いします!!

上段で説明しましたが、可燃ごみの中にはまだ資源ごみが入っている場合があります。もう一度分別の徹底をお願いします。

《ごみの分別》

▼可燃ごみ

・生ごみ
・皮、ゴム、木製品
・軟質プラスチック　など

▼不燃ごみ

・金物、陶器類
・ガラス
・硬質プラスチック　など

▼資源ごみ

・ペットボトル
・プラスチック製包装容器
・アルミ、スチール缶
・茶色、無色、その他のビン
・新聞紙
・段ボール
・雑誌、広告、紙パック
・衣類、布類
・廃油（植物性のもの）

《分別の仕方》

●すすぐ
●つぶす

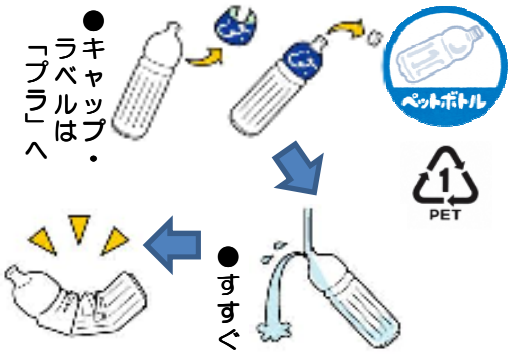

●キャップ・ラベルは「プラ」へ
●すすぐ
●つぶす

●すすぐ

●茶・無色・その他に分別し、専用BOXへ

【新聞】
【広告・雑誌】
【ダンボール】

●小さい紙類は紙袋へ

※プラスチック類の分別方法については、裏面へ←

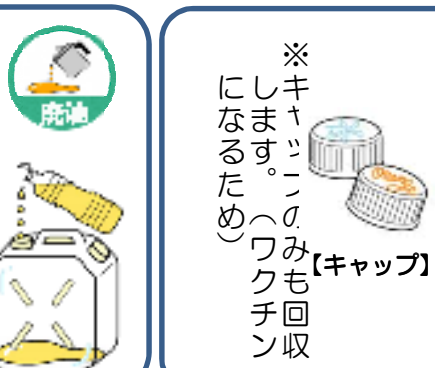

※キャップのみも回収します。（ワクチンになるため）

▼廃油も資源ごみの日に回収します。※植物系油のみ

▼捨てる時は専用の袋に入れてください。プラスチック類は、中の見える透明な袋でお願いします。

▼家庭から出た「可燃ごみ」・「不燃ごみ」・「資源ごみ」は、それぞれ会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに運んでいます。ごみの種類によってそれぞれ左記のように処分しています。

○可燃ごみ→焼却
○不燃ごみ→破砕し資源化
○資源ごみ
プラ・ビン→破砕し売却
※環境センター運営費
缶・紙類　→町で売却
※町の収益

※資源ごみが増えることによって、町の支出が減るだけではなく、収益にもなります!!

環境センターで処分している資源ごみは再利用するため、回収した中から資源にならないものを手作業で取り除き、一定の大きさに圧縮してから、リサイクル業者へ売却しています。

▼プラスチック製容器包装の中には、このような異物が混入されています。

・ペットボトル
・汚れがついたままのプラ容器
・硬質プラスチック製品
・その他にプラのマークがついていないもの

こういったものは、資源となりませんので、すべて資源ごみに入れるか、可燃ごみで処分して下さい。また、においが残っているものも資源ごみにはなりませんので、捨てる前にもう一度確認して下さい。

きちんと分別

注意してください!!

▼ボンベやライターは、火災の原因となるため、必ずガス抜きをしてから捨ててください。

・**ライター**→輪ゴムで止めてガスを抜く。
・**ボンベ**→下向きにして地面に押し付けてガスを抜いてから、穴を開ける。

ガスを抜いたものは、不燃ごみの袋に入れて出してください。

違法行為は罰則の対象です。

▼**山林など集積所でない場所にごみを捨てている。（不法投棄）**

不法投棄は、懲役や罰金の対象となる重罪です。絶対にやめてください。

▼**自宅の敷地や、田畑でごみの焼却を行っている。**

家庭ごみの焼却は、基本的に全面禁止されています。懲役や罰金の対象にもなります。

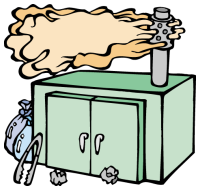

※もし違法行為をみつけたら、役場へ連絡ください。

「混ぜればごみ」
「分ければ資源」
もう一度捨てる前に
確認してください。